

取引停止措置について

下記のとおり、取引停止措置を講じることとしたのでお知らせします。

記

- | | |
|--------------|---|
| 1 措置業者名及び所在地 | ①三井住友海上火災保険(株)
東京都千代田区神田駿河台3-9

②損害保険ジャパン(株)
東京都新宿区西新宿1-26-1

③あいおいニッセイ同和損害保険(株)
東京都渋谷区恵比寿1-28-1

④東京海上日動火災保険(株)
東京都千代田区大手町2-6-4

⑤共立(株)
東京都中央区日本橋2-2-16 |
| 2 措置期間 | ①②③④: 2024年12月5日～2025年2月4日(2か月)
⑤: 2024年12月5日～2025年1月4日(1か月) |
| 3 措置の範囲 | 首都高速道路株式会社所掌区域内 |
| 4 事実概要と措置理由 | 当該業者らは、公正取引委員会により、令和6年10月31日、民間企業等との保険契約において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、違反事業者、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者として公表された。 |